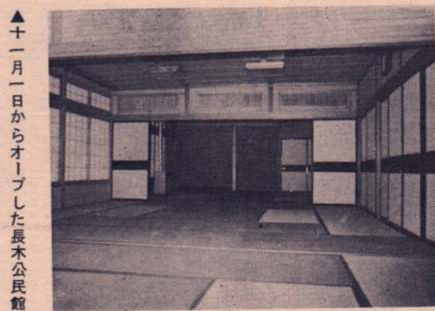


長木公民館が完成

今年六月から建築していた長木公民館が完成し、今日七日に竣工式を行い完成を祝いました。旧公民館は、昭和三十年に古

材を利用して建てたもので、その老朽化が著しく、また地域の社会活動の活性化に伴い手狭になり、十分な公民館活動ができ

ないなど、地域の皆さんから早期建設の要望があり新築したものです。新しい公民館は、現在地から



▲広々とした48畳敷の大広間

西方へ二百メートル離れた長木小学校敷地内に国民年金からの還元融資を受けて総工費六千六百万円で建設したものです。建物は、木造モルタル造り(一部鉄骨造り)平家建てで、延面積七百四十三平方メートル、事務室、会議室、図書室、調理室それに四十八畳敷の大広間、ステージ付きの広々とした体育館などが配置されています。

この完成により地域の皆さんのコミュニケーションの場として学習、集会、会議にと幅広い利用ができ、親睦も一層深まるものと思えます。

長木公民館新築期成同盟会の会長岩谷正一さんは「市内の公民館のなかで一番最後に改装になったが、私たち住民の要望を取り入れてくれた公民館ができてたいへんうれし。今後この公民館を地域の皆さんで大事にし、大いに活用していきたい」と語っていました。

心のふれあいを大事にしたい ～大館手話研究会～

われらが町内わがグループ

No. 19

聾啞者の意志伝達の手段として行われているものに、口話法と手話法のふたつがあります。そのうちのひとつ、手話法の学習と研究、さらに広く普及させるために活動しているグループ「大館手話研究会」を紹介いたします。



手話劇の台本読みをする皆さん

手話法はフランスのエペーによって創始され、日本では1875年古河太四郎氏によって広められました。

大館手話研究会は昭和51年に発足しました。現在の会員数は15名うち半数の方が聾啞者です。例会は毎週水曜日の午後6時半から、中央公民館を利用して熱心に活動を続けています。

手話法は、主に手や指を使いますが視覚に訴えてその意志を相手に伝達させるために、表情及び体全体を使って表現します。しかしながらこの手話法、抽象的概念の表現方法が難しいこと、また、手話のルールを互いに知っていなければ使えないことなどの問題点もあります。現在、全国の聾学校では手話法ではなく、口話法、いわゆる読唇術などを主に教えているため、手話を覚える機会が少ないのが大きな悩みです。

同会では副会長を務める三ヶ田典明さんが講師になり、初心者用テキストを使い、易しく教えています。夏場には10

週にわたり、初心者を対象に講習会を開いています。「聾啞者の方々に対して偏見を持たずに接する。そのためには、手話を覚え、話したいと考えている方々に来てほしいですね」と会長の小畑一女士さん。また、昨年県北の手話研究会の交流会の際行った手話による演劇を、今年も是非やってみよう、と意欲的です。

手話を覚えるためには、もちろんその人の努力次第ということですが「話せるようになるまで大体1年から2年、相手の話しを理解できるようになるには更にもう1年ぐらい」かかるということですが講演会や選挙の立会演説会の時、同時通訳の相談を持ちかけられたりしたことなど、うれしかったことのひとつです。

手話で不十分なところは心のつながりで補い合うという信念で、永く続けていきたいと皆さん語ってくれました。

市民読書感想文 入賞者決まる

読書週間の行事として行われた第十一回市民読書感想文募集には、市民の皆さんからたくさん応募がありました。厳重な審査の結果、学生の部第一席には長谷部登志子さんの「雁が選ばれました。入賞された方々は次のとおりです。

〈学生の部〉

第一席 長谷部登志子さん (鳳鳴高校二年)

第二席 石田聖子さん (桂高校一年)

第三席 高松イイクさん (十二所)

第四席 佐藤 正さん (東台)

第五席 高松イイクさん (十二所)

第六席 高松イイクさん (十二所)

第七席 高松イイクさん (十二所)

第八席 高松イイクさん (十二所)

第九席 高松イイクさん (十二所)

第十席 高松イイクさん (十二所)

第十一席 高松イイクさん (十二所)

第十二席 高松イイクさん (十二所)

第十三席 高松イイクさん (十二所)

第十四席 高松イイクさん (十二所)

第十五席 高松イイクさん (十二所)

第十六席 高松イイクさん (十二所)

第十七席 高松イイクさん (十二所)

第十八席 高松イイクさん (十二所)

第十九席 高松イイクさん (十二所)

第二十席 高松イイクさん (十二所)

第二十一席 高松イイクさん (十二所)

第二十二席 高松イイクさん (十二所)

第二十三席 高松イイクさん (十二所)

第二十四席 高松イイクさん (十二所)

第二十五席 高松イイクさん (十二所)

燃えないゴミを 分けてください

皆さんのご家庭から毎日出されるゴミは、たいへんな量です。市ではこのゴミを効率よく処理するため燃えるゴミの収集日と燃えないゴミの収集日を設けていますので、ご



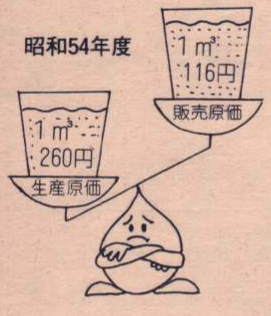
燃えないゴミは、紙類、布、木片、台所から出るゴミ(完全に水切りをしたもの) 燃えないゴミ 空カン、空ビン、金属類、ガラス類、プラスチック、発泡スチロール、ビニールゴミ、皮など

水を考える

水は、私たちの毎日の暮らしや、産業活動を支える重要な資源であり、今日においても、また将来の発展のためにも、水の安定的な供給は極めて重要な課題となっています。この大切な水も今や造られるもの、また、限りあるものとなってきています。

水道の新設工事費用

新築などで水道を新設する場合の工事費用は本人と市が指定している工事店との間で決めていただくことになっておりますが、だいたいの標準工事費は別表のとおりです。これは新しく水道を引く一般家庭用(13管)の場合で、台所、風呂、手洗いなど、じや口数が四栓の例です。また、この工事費のほかに加入金(13管で二万円)が必要となります。なお、詳しいことや水道に関するご相談は水道課工務係へ 49-13111内線316



各 工 事	金 額
分岐工事費 (道内配管含む)	22,000円
止水栓、メーター設置工事費	10,000円
凍止栓(4栓)水栓(4栓)設置工事費	43,000円
宅地内管布設工事費 (ビニール管・ライニング鋼管)	58,000円
道路復旧費 (アスファルト)	20,000円
諸経費 2.0%	30,000円
合 計	183,000円